

## 武蔵野市公共工作物等における 多摩産材利用促進方針の運用について

### 1. 目的

この運用は、武蔵野市公共工作物等における多摩産材利用促進方針(以下「方針」という。)の具体的な事項を定めるものである。

### 2. 多摩産木材等の利用促進について

#### (1) 多摩産材等を利用する公共工作物

方針5. 多摩産材等利用促進にあたっての基本的事項(1)公共工作物は以下のものをいう。

- ① 道路関係(横断抑止柵、ベンチ、車止め等)
- ② 河川関係(転落防止柵、土留柵、ベンチ、階段、展望デッキ床材等)
- ③ 公園関係(案内板、柵、遊具、ベンチ、植栽支柱等)
- ④ その他の公共工作物(机、椅子、玩具等)

### 3. その他

ア 多摩産材等の木材を使用した公共工作物等を設置した際は、施設管理者において適切に管理をするとともに、市民への十分な周知を行い、多摩産材利用のPRを行うこととする。

イ 木製遊具は、設置から1年経過した際に増し締めを行い、5年に1回防腐処理剤を表面塗布し長寿命化を図ること。

### 附則

この運用は、令和2年9月25日から施行する。